

(注) 1 この届出書は、要介護認定の申請時又は居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第速やかに提出してください。

2 居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず届出してください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。